

日本の未来のために 経済センサスー基礎調査を

実施します

問 情報課 広報広聴係 ☎75-2280

■対象 産業分野のすべての事業所
■時期 6月～11月

この調査は、産業分野での事業所の活動状態等を明らかにする国の統計調査です。調査員が6か月間で、市内すべての事業所の活動状態を確認し、新たに把握した事業所など、一部の事業所には調査票を配布します。みなさんの調査へのご理解とご協力をよろしくお願いします。



有害鳥獣の駆除を実施しています

問 農林課 振興係 ☎75-4825

市では、イノシシなどによる農作物被害防止のため、猟友会に委託し、有害鳥獣の駆除を行っています。駆除期間と市内一斉駆除の日程は次のとおりです。伝書鳩など飼育されている人は、市内一斉駆除日には放さないでください。

- 対象 イノシシ、カラス、ドバト、アナグマ、アライグマ
- 期間 10月31日(木)まで
- 市内一斉駆除日

地区	日程	時間
納所地区のみ	5月19日・26日、 6月2日	6時～9時
全域	4月28日、7月28日 8月25日、9月29日 10月13日	6時～9時
	6月23日	5時30分～8時30分
	10月20日	6時30分～9時

※すべて日曜日に実施

- 方法 銃器、捕獲おり、わなによる捕獲
- 区域 市内一円(官行造林、鳥獣保護区、禁猟区、公道を除く)
- 注意 万一の事故を防ぐため、山菜採りやハイキングなどで野山に入るときは、目立つ服装でラジオを鳴らすなどして、周囲にわかるように心がけてください。

軽自動車税の減免には申請が必要です

問 税務課 市民税係 ☎75-2126

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人が所有する軽自動車等のうち、次の一定の条件を満たす場合は、軽自動車税の減免が受けられます。
※身体障害者等と生計を一にする人が所有する軽自動車等を含みます

◆減免の要件

- ①身体障害者等が自ら運転するもの(本人運転)
- ②身体障害者等の通院・通学のために身体障害者等と生計を一にする人が運転するもの(家族運転)
- ③身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する人が運転するもの(常時介護者運転)

※②③は、通院(通所)の期間・回数が条件を満たす場合のみ対象となります
※普通自動車や福祉課が交付している福祉タクシー利用券との重複、軽自動車2台以上の減免はできません

昨年、本人運転で軽自動車税の減免を受けた人は、申請内容の変更がない場合、自動更新となりますので申請手続きは不要です。ただし、家族が所有している車両を本人が運転する場合や家族運転、常時介護者運転の場合は、毎年更新手続きが必要です。

減免の対象となる障害の程度(等級)は、障害の種類で異なりますので、必ずご確認ください。

くわしくは、班回覧の「軽自動車税減免のお知らせ」をご覧ください。

■申請の期限 5月30日(木)

工業統計調査を実施します

問 情報課 広報広聴係 ☎75-2280

この調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする国の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。



政府統計

調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対ありません。調査へのご理解とご協力をよろしく願います。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として、活用されます。

■調査基準日 6月1日(土)
■対象 従業者4人以上の全ての製造事業所